

# 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

梁 滿 潮\*

## 【中文摘要】

近來，各國為保護消費者之權益，就製造人責任之觀點，制定消費者保護法、消費者物品安全法或製造人責任法等等。實施這些法律之國家，不但貨物之製造人及販賣人須要負擔所謂無過失責任，而且尚就貨物之安全性，實施貨物經認定為安全並貼附特定標誌後，始得流通之制度。因此，已構成新的非關稅障礙，使貿易業者面臨相當高的風險。

本文就各國有關製造人責任之判決、制定法加以分析，以瞭解製造人責任之發展情形及有關製造人責任之重要規定，以作為探討貿易買賣風險與對策之基礎。本文之主要參考資料，係取自日文書籍，故以日文寫作，特此聲明。

## 一、はじめに

消費者の安全に関する法的規制は、消費者保護法（Consumers Protection Act）と製造物責任法（Product Liability Act:PL法）の二つに分けられる。前者は消費者の安全性を保護する為に制定されたもので、日本の消費者保護基本法（1968年5月30日法律第78号）と中華民国の消費者保護法（1994年1月11日公布施行）はそれに属するものであるが、両者は大変な違いがある（注一）。そして、後者は製品又は製造物の欠陥はよって消

---

\* 作者為本校國際貿易學系兼任教授

注一：日本が一九六八（昭和43）年に制定した「消費者保護基本法」は次の四つの重点によって構成されている。即ち(1)業者は消費者のクレームの処理部門を設置、(2)品質規格の改善と商品の適切な標示、(3)商品の虚偽標示の禁止、(4)商品販売の自由と公平な競争による商品価格の

費者が損害を受けた時に、その製造者が賠償責任を負う立場から制定されたもので、日本のPL法、EU諸国の製造物責任法及びアメリカのモデル統一製造物責任法（Model Uniform Product Liability Actは商務省が1979年10月30日に制定）とアメリカ各州の製造物責任法等は、その典型的なものと云える。

しかし、消費者安全の保護（以下消費者保護又は消費者に対する保護と称す）に関しては立法による外に、被害者が裁判所に対して直接救済を求めることが多く、殊に早期の消費者保護は、未だ法律が制定されて居らず、被害を受けた消費者は訴訟によって直接裁判所に製造者及び販売者の責任を訴求して、損害賠償を受けるのみであったことは周知の通りである。従って、製造物責任は多くの歳月を経て、過失責任（liability with negligence）から保証責任（warranty liability）、そして無過失責任（liability without negligence）へと三段階に分られて発展して来た。現在に至っては、先進諸国は大体無過失責任の制度を採用しているが、発展途上国ないし未開発諸国は相変わらず過失責任の制度を維持しているといえよう。即ち消費者の保護に関する法制は、各々の国の工業、経済と社会の発展の具合によって、相異なった法律構成にある。従って、1980年に制定された国連国際物品売買契約に関する条約（United Nations Convention on Contract for the International Sales of Goods）第五条は、「本条約は物品によって如何なる人に対して死亡又は身体に傷害を与えた売手の責任には適用されない」と規定して、製造物責任についてその条約を適用することを除外した。

貿易売買に於ける業者のリスクから見た場合（注二）、消費者に対する保護の法制は消費者保護法よりも製造物責任法の方が広く且つ厳格であることは本文の説明によって知ること

---

合理化である。しかし、中華民国の消費者保護法は後述の如く、次の三つの重点が含まれている。即ち：(1)商品安全性の確保と警告、(2)販売者の製造物責任、(3)商品輸入者の製造物責任である。従って、日本は消費者保護基本法には製造物責任については全然規定されていないことになる。その故に、日本国はその缺陷を補充する為に、一九九四年六月三十日に「PL法」を制定した。

注二：貿易売買リスクに関しては、拙著「貿易売買とその危険の特性に関する一考察」を参照（現代法社会学の諸問題（上巻）PP.602～640）。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

とができる。それらに加えて製造物責任を追求して損害賠償を請求することが、比較的有利であることから、製造物責任に関する訴訟が多く見られる。これについて、大羽宏一氏は「ちなみに訴訟件数の比較を行うと、米国では一年間に数十万件の PL (Product Liability) 訴訟が提起されていると推定されるが、わが国でのそれはせいぜい数件程度である」と述べて、米国に於ける PL 訴訟の多発性を示して居る。（注三）即ち消費者の保護に関して法律的立場から見た場合、最も重要視されていることは製造物責任であると言えよう。元より製造物責任は英米法の不法行為体系の中の一分野として発展して来た製品（商品）に係る民事責任を指すものであって、商品の製造者又は販売者はその商品が消費者又は使用者ないし第三者の身体又は財産に損害を与えた場合に負う民事賠償責任であると見られていることには問題がないが（注四）、消費者がその安全性に於いて充分に保護が得られる面から厳格責任（strict liability）ないしは無過失責任の見解を採用するに至った。

広川浩二教授は米国で製造物責任が発達したことについて「アメリカで製造者責任が発達したのは、前述したとおりアメリカは世界の最先端をゆく工業国であり、最も早く大衆消費社会に到達し、一九世紀以来欠陥商品による被害がうなぎのぼりに増加し、消費者問題を生じたからである」と述べている。（注五）

製造物責任について無過失責任の制度を採ったことは、一般的な民事法を基礎としている過失責任又は保証責任とは全く異なるもので、積極的面から消費者の安全性を保護する目的の下に、従来の商品の瑕疵担保責任から離れて生じたものである。それは単に商品自身の缺陷によって商品価値が低下して買主が損失を受けものに対する補償責任ではなく、寧ろそれは商品の欠陥のみでなく、その危険性（hazardous）と消費者又は使用者の注意力、知識の程度、使用方法ないしはその体質等とも関係が深く、従って同一商品が相異なる消費者又は使用者に対する結果は必ずしも同一であるとは云えない。それ故に、製造物

注三：大羽宏一著「米国の製造物責任と懲罰賠償」P.15、その主な理由としては、「訴訟好き社会と弁護士」で、米国における弁護士の数が多く、原告弁護士の活躍と賠償額が高いことである。（同書 PP.30～35）

注四：同注三 P.12

注五：広川浩二著「製造者責任」（一）民商法雑誌 P.608（1971年版第64巻4号 P.20）。

責任の観点からは、商品について単に良いものを製造して市場に提供するのみでは不充分であって、色々な面から消費者を保護することを考慮する必要があるので、その製造者と販売者の責任が重くなり、それらの負うリスクも大きくなる。

土井輝生教授は「欠陥商品がもたらす危険から消費者又はユーザーを保護する主要な手段には、安全基準を作つて製造者に従わせる製品安全規則と、欠陥製品によって損害を受けた者に製造者又は販売者に対して民事の損害を追求することを認める製品責任法すなわちプロラクト・ライアビリティ法とがある。これらの二つの法規制は、車の両輪ともいえる。これに加えて、消費者やユーザーに傷害の危険を回避させるため製品に警告や使用方法の説明を付すことを義務づける表示規則もある。」と述べられ（注六）、消費者保護の法的規制の複雑性を示している。

## 二、各国の判例から見た製造物責任

製造者責任又は製造物責任はプロダクト・ライアビリティの訳であるが、前述の如くそれは消費者又は使用者が商品の消費又は使用の過程ないしはその後に、自分自身又は第三者の身体又は財産に損害が生じた場合、その商品の製造者又は販売者が損害賠償の責任を負う法的責任である。その責任制度は、各国が消費者の安全を保護する法律を制定する前、既に十九世紀の半ばから判例によって基礎と原則を固め、前述のごとく最初の過失責任から保証責任を経て無過失責任となるに至った。従って、製造物責任の法制を研究する為には、各国の製造物責任に関する判例を知る必要がある。

### （一）米国の判例から見た製造物責任

広川浩二教授は「アメリカにおいて製造者責任の追求の法的アプローチとして、歴史的な流れから過失責任、担保責任と不法行為上の厳格責任（strict tort liability）に分けて考えられている」と述べている様に（注七）、米国の製造物責任に関する判例もそれらの

---

注六：土井輝生著「アメリカ製品責任法」P.5

注七：同注五

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

三つに分類される。

### 1. 過失責任

1965年の不法行為リストイメント（restatement）によると、過失は「第三者を不相当な危険から守るために確立された行為基準にもとる行為である」（2nd 282条）と示し、「その行為基準とは同じ状態における通常人の行為基準である」（2nd 283条）と定義している。（注八）もちろんアメリカにおけるプロダクト・ライアビリティの過失責任の判例は古くからあったが、英國法を基礎としたアメリカ法はプロダクト・ライアビリティの事件において、早くから英國で確立した商品の製造者又は販売者である被告と被害を受けた消費者である原告との間においては、契約関係（privity）が必要である原則（Winterbottom 対 Wright 案）（注九）に対して、例外の結果を示した。例外の最初の事件は Thomas 対 Winchester 事件と言われている。（注一〇）その事件では、夫が薬屋からある毒素に間違ったラベルが張られた薬を買って、妻がそのラベルを信用して薬を飲んだが身体に多大の損害を受けたので、ラベルを間違って張りつけた最初の売主に対して損害賠償請求の訴を起した。裁判所は被害者はその売主と契約関係が無いが、最終の消費者に対して過失責任を負うと判示した。英國と米国では 1900 年頃迄は、原則として加害者と被害者との間においては契約関係があることを必要としたが、前述の例外の他にも若干の例外があった。（注一一）

#### (1) 不法行為責任

1916年に至って、米国におけるプロダクト・ライアビリティに関する責任の判例に画期的なものが現われた。それは MacPherson 対 Buick Motor Co., 事件である（注一二）。

---

注 八：同注五 P.612

注 九：10 M. and W. 109 (Exch. 1842)

注一〇：6 N.Y. 397 (1852)

注一一：例えば Heaven v. Pender 11 Q.B.D. 503 (C.A. 1883), Langridge v. Levy 2 M. & W. 519 (Exch. of Pleas, 1837), Huset v. J.I. Case Threshing March Co., 120 F. 865 (8th Cir. 1903) 等である。

注一二：217 N.Y. 382, 111 N.E. 1050 (1916)

この事件では自動車メーカーである Buick 社はその過失によって怪我をした契約関係に欠けている買主にも損害賠償の責任を負うべきかについて問題があつたが、当時のカードゾ判事は自動車メーカーの不法行為責任を認めた。その主な理由は「Thomas 対 Winchester 事件の原理は、毒薬、爆発物および同様の性質のものが、その正常な機能において破壊の道具であるところのものに限定されるものではないと考える。もし、あるものの性質が、それが過失的に作られるときには、生命と身体を危険におとし入れることが相当に確実であるようなものであるとすれば、そのばあい、それは危険物 (a thing of danger) であると述べられる（注一三）。この原理は次第に米国で全面的に採用され、不法行為の過失責任を加害者と被害者との間に契約関係があるとの限制をしなくなつた。

### (2)過失の立証

過失責任の制度においては、被害者が損害賠償を請求するに当つて、その加害者に過失があつたことを立証しなければならない。従つて、被害者である原告が加害者である被告の過失を立証することが出来ず、又はそれが若し裁判所によつて立証が不充分であると判断された場合、その訴は不存在 (nonsuit) または却下 (dismissal) 更にまたは被告勝訴の指示評決 (direct verdict) 等となつて、原告は敗訴することになる。（注一四）

### (3)過失立証の変化

商品の消費者または使用者はその商品の性質、性能および使用方法についてはある程度の常識、認識を有するが、その商品自体の欠陥、その製造過程または販売過程において発生した問題および製造者または販売者に過失があつたか否かについては、充分に知ることが出来ないので、その立証は大変困難である。特に現在の多くの商品は、相当複雑な製造過程を経て製造されている故、メーカーに過失を問うことは、専門的な知識を有する者以外、一般の消費者または使用者は全く不可能に近い。従つて、広川浩二教授は「商品が高度に複雑な技術である精巧な大量生産方式で作られ、その工程も一般の基準に合致してい

---

注一三：同注五 P.617 及 ジュリスト英米法判例百選 P.204。

注一四：同注五 P.617。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

る工場で、メーカーの過失がどこにあったかその証拠を確保することを企業に匹敵する力を持たない消費者に望むことは、消費者にあまりにも大きい負担をかけることになり、アメリカの一般大衆は次第にこの負担が大であることにめざめていった。欠陥商品による損害につき、「そのメーカーの責任追求の歴史はこの過失立証責任から被害者である消費者をいかにして解放するかであったといつても過言ではない」と述べられる。（注一五）広川浩二教授は更にアメリカにおいては不法行為のほとんどの事件が陪審によって審理され（注一六）、「過失責任の原則が被害者である消費者に酷であると考えられるようになった時代では、陪審員はメーカーの過失を簡単に認め、無意識のうちにメーカーに責任を負わせるものである」と述べられる。（注一七）そして、大羽宏一氏はプロダクト・ライアビリティ事件における陪審制度について「原告側に甘い陪審員」と批判している。（注一八）従って、過失の立証問題に関して大きな変化が生ずるに至った。

### 2. 担保責任

広川浩二教授は製造者責任における厳格責任について担保責任（Warranty liability）と不法行為の厳格責任（Strict liability）の二つからアプローチを進め、担保責任は担保違反（breach of warranty）に基づくものとしているが（注一九）、大羽宏一氏は三つの訴訟原因を基礎にして、保証違反の観点から米国のプロダクト・ライアビリティを考察している（注二〇）。何れの立場から見ても、プロダクト・ライアビリティの問題は継続的なもので、歴史的に見た場合、それは担保責任の段階を経て、最初の過失責任から無過失責任に発展したことには問題がない。広川浩二教授は「すべての売買は免責約款がないかぎり、明示的または默示的にある保証——その商品が商品性（merchantability）を有

---

注一五：同注五 PP.617、618。しかし、同教授は「陪審員が簡単にメーカーの過失を認定したかを述べることはできない」と述べられる。（P624 注四〇）

注一六：同注五 P.624 注三六

注一七：同注五 P.618

注一八：同注三 P.43

注一九：同注五 P.813

注二〇：同注三 P.61

していること及び特定目的適性 (fitness for the particular purpose) の保証——をしている。この担保責任は過失を条件とするものではなく厳格責任であり、その根据は両当事者の意思または推定された意思である」（注二一）と述べ、更に「この担保責任は売買契約において重要な役割をはたすものであるが、必ずしもその本質が契約上のものであるとか、不法行為上のものでないとかいえない。このことは担保の歴史をみると容易に理解される」と述べられる。（注二二）

#### (1) 担保責任の基礎

担保違反の訴訟は、元来は不法行為法上の訴訟である詐欺訴訟 (action of deceit) の性質を有していたが、18世紀末迄には担保違反は引受訴訟で救済される様になった。かくして、担保責任は不法行為の要素を残してはいるものの、もっぱら契約上の責任とされるにいたったと言われている（注二三）。尚、担保責任の発展過程について、広川浩二教授は「当初は明示的な担保があるだけで明示的な担保がなければ、caveat emptor（買主をして警戒せしめよ）の格言が売買法を支配していた。しかし、19世紀頭初買主の幅広い保護が望まれるようになり、権利の默示的担保 (implied warranty of title) に加えて、買主が売主の技能及び判断 (skill and judgement) を信頼した場合、品質に関する二種類の默示の担保が発展するにいたった。商品性の默示の担保 (implied warranty of merchantability) と特定目的適性の默示の担保 (implied warranty of fitness for a particular purpose) がそれである」と述べている。（注二四）この様な担保責任は、1893年の英國動産売買法 (Sale of Goods Act,1893) と1906年の米国統一売買法 (Uniform Sales Act,1906) に明文として規定されていることは周知の通りである（注二五）。

#### (2) 製造者責任と担保責任

若し明示または默示の担保に違反があった場合、商品の買主は担保責任によって、その

---

注二一：同注五 P.814

注二二：同注二一

注二三：同注二一

注二四：同注二一

注二五：例えば米国統一売買法第13条～第16条で、特に第15条に規定する“Implied Warranty of Quality”である。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

損害を売主に対して請求することになるが、製造者責任で売主の責任を追求するには、古くは両者の間において契約関係（*privity of contract*）が存在する必要である。しかし、1913年マゼンチ対アーマー事件は食料品の分野でこの契約関係の要件除去の先駆者といわれている（注二六）。食品以外では、1932年のBaxter対Ford Motor Co.,事件がある。それは、メーカーの風よけガラスは決して碎片に破損しない広告と宣伝に対して、被害者の損害賠償請求で裁判所はメーカーの明示担保責任を認めたものである（注二七）。そして、1960年のHenningsen対Bloomfield Motors事件は、担保責任のアプローチで最も画期的な判例であって、且つ食料品及び飲料品に関する契約関係不要の例外的見解を一般の商品への適用に拡げたリーディング的判例といわれている（注二八）。

### 3. 無過失責任又は不法行為上の厳格責任

広川浩二教授は担保責任のアプローチの問題点について「担保責任のアプローチによる厳格責任にあっては、消費者がメーカーまたは中間業者を訴えるにあたり、直面する三つの主要な問題がある。契約関係（*privity*）、契約違反の通知（*notice*）及び免責約款（*disclaimer clause*）がそれである。默示の担保責任の歴史を見ると、默示の担保責任には三つの要素がある。第一は不法行為の要素（事実を善意で不実表示すること）、第二は契約の要素（当事者の明示または默示の意思）、第三は公序の要素（默示の担保は法によって課されるものである）である」と述べている（注二九）。勿論、裁判所がプロダクト・ライアビリティに対して無過失責任の見解を探った最初の事件は1944年のEscola対Coca Cola Bottling Co.,であると言われているが、その事件でトレイナー判事は「メーカーの過失がその責任の追求の根拠であるともはや判示されつづけるべきではない。私の意見では、検査されることなく買主が使用するであろうことを知りながら、メーカーがそ

---

注二六：同注五P.817。尚食品の默示担保責任における契約関係の要件の不要性の発展についてはその818ページ参照。

注二七：168 Wash. 456, 12p. 2d 409 (1932), 同注四P.818参照。

注二八：同注五PP.819、820

注二九：同注二七

の商品を市場においていた場合、その商品が人間に損害を与える欠陥を有していることが判ったときには、「メーカーは絶対責任（absolute liability）を負わなければならない」と論じた（注三〇）。そして、この見解は多くの州のプロダクト・ライアビリティ事件の訴訟判決で採用され（注三一）、無過失責任の基礎は次第に堅められた。勿論、厳格責任に関するリーディング・ケースとして見られたのは1962年のGreenman対Yuba Power Products事件で、それ以降米国の各州の裁判所が厳格責任を探る理論的支柱となった（注三二）。特にその判決の中で、トレイナー首席判事は「メーカーの厳格責任はコモン・ローの判例の所産であり、不法行為上のものであって、もはや契約上のものではなく、担保違反の通知がないとしても被告メーカーの責任を左右するものでない」と判示した（注三三）。

しかし、不法行為上の厳格責任の見解を探ってから現在に至る迄の間、色々の事柄を考慮する必要があった。それらは次の通りのものである。

(1) 厳格責任を負う者：

製造者責任において、一体誰が厳格責任を負うべきかは、原則的に加害者であるが、それはケース・バイ・ケースで決められる。それらは、商品のメーカーの外に責任を負うべき者としては、商品売買では次の様なものがある。

①中間業者：商品が製造業者から消費者又は使用者の手に入る迄の間、その流通過程において通常は卸売商、小売商等の中間業者の手を経由する。これらの中間業者は、その手を経て販売された商品について厳格責任を負うものとされている。例えば、1960年のHenningsen対Bloomfield Motors Inc.の事件では、メーカーとディーラーの両者とも黙示の担保責任の観点から責任を負うものとされた。その理由としては、ディーラーの担保はメーカーの担保と実質的に同一であるとの見解に立つものであった（注三四）。そして、1964年のVandermark対Ford Motor Co.,では、新車のブレーキに欠陥があつて

---

注三〇：同注五 P.824

注三一：そ概況については広川前文（注五）P.825参照

注三二：同注三 P.65 と同注五 P.825

注三三：同注五 P.825

注三四：同注五 P.827

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

重傷を負った事件において、裁判所は卸売商及び小売商は総合的な製造及び流通企業の一部であるという理由で、両者にも責任を負うものと判決を下した（注三五）。

②部品メーカー：商品の製造者といっても、その商品の全部を一手で製造するものと商品の各部分に分けて数軒の製造者によって製造するものがある。近代においては、高度の分業制度が採られているので、複雑な商品は多数のメーカーの分業の下で製造されている。この場合、商品の部品メーカーは厳格責任を負うべきか否かについては問題がある。原則的には、商品の部品メーカーであっても、各自の製造したものに欠陥について責任を負うべきであるとみなされているものが多い。ちなみに、1963年のGoldberg 対 Kollsman Instrument Corp. 事件では、組み立てられた製品のメーカーに責任を負わしたから部品メーカーの責任を云々する必要はないと判示したが（注三六）、1965年のSuvada 対 White Motor Co., 事件では、トラクターのメーカーは単にブレーキを備えたに過ぎないので、そのブレーキ・メーカーにも責任があると判示した（注三七）。

### (2)請求者の範囲

商品の使用者又は消費者が被害を受けた場合、製造物の厳格責任は問題なく被害者に適用されるが、若しそれら両者以外の第三者が欠陥商品の使用中に、その欠陥によって損害を受けた場合、製造物の厳格責任は果してその被害を受けた第三者にも及ぶかどうかが問題となる。早くから肯定の見解を採った事例としては、Piercefield 対 Remington Armes Co., がある。この事件では、散弾銃が薬きようの欠陥で銃身が破裂して、そばにいた第三者が負傷し、裁判所は默示の担保は第三者にも移行すると判示したが（注三八）、否定的見解を採ったものとしては、1964年にアイオワ州最高裁判所がHahn 対 Ford Motor Co., の事件で、厳格責任の法理はメーカーと利用者または消費者の問題を規律するにすぎないと判示した（注三九）。否定的見解を採っているものは、余りにも契約関係の存在を必要と

---

注三五：61 Cal. 2d. 245, 391 P.2d. 168 同注五 P.828 参照

注三六：同注五 P.830

注三七：同注三六

注三八：375 Mich.85, 133 N.W. 2d. 129 同注五 P.831 参照

注三九：同注三八

する見方にとられていると言われている（注四〇）。

(3)損害賠償の範囲

製造物の厳格責任による損害賠償の範囲は相当因果関係である限り、人体的傷害と財産的損害を問わず、原則的には被害者は凡て賠償の請求をすることが出来る。しかし、これらのいわゆる実際的損害の外に、期待し得る利益の損害又は得べかりし利益についても賠償を受けることが出来るか否かである。肯定的見解を採ったものとしては、早期には1965年のニュージャージ州最高裁判所がSanta対A. & M. Karagheusian, Inc.の事件で、得べかりし利益の賠償請求にも不法行為上の厳格責任の法理は利用されると判示した（注四一）。しかし、否定的見解を採っている判例は、1965年のカリフォルニア州最高裁判所がSeely対White Motors Co., 事件等があるが、その事件の判決の傍論で不法行為の厳格責任は人身損害及び既存の財産に対する損害の賠償請求に利用することは出来るが、得べかりし利益の賠償請求に利用することは出来ないと述べている（注四二）。そして、大羽宏一氏は「高額な判決と実際の和解額」と題して多くの実例を挙げている（注四三）。例えば次の様なものがある：①1980年自動車のボールジョイントの欠陥が認められ、控訴審において360万ドルの損害賠償額が高過ぎるとし、200万ドルに減額、②1977年ピック・アップ・トラックの気化器が適切に機能しない為に運転手の傷害に対し176万ドルの損害賠償を認め、③1977年ロボットにより死亡した労働者に対して、1,000万ドル損害賠償の陪審評決がなされた（注四四）。そして、日本製の自動車の事故による損害賠償額は懲罰賠償を含めたものが多く見られる。例えば：①トヨタ車で事故死に対して500万ドル（うち懲罰賠償300万ドル）、②ホンダ車で重傷を負ったものに対し582.5万ドル（うち懲罰賠償500万ドル）等がある（注四五）。又、日産車の事故で脊椎を折ったものに対して935万ド

---

注四〇：同注五 P.832

注四一：同注三八

注四二：63 Cal.2d.9, 403 P.2d. 145 注四 P.832 参照

注四三：同注三 PP.110～119

注四四：同注四三の事例を参照

注四五：同注四四

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

ルの損害賠償の陪審評決がなされた（注四六）。

### (4)適用される商品

広川浩二教授は「製造者責任の事件をみてみると、あらゆる商品が厳格責任の法理の適用対象となっている。判例を見ると、自動車、航空機から炭殻建築ブロック、ガラス扉、紙コップにわたっている」と述べ（注四七）、そして米国保険会社の製品別損害賠償の実態によっても、それを知ることが出来る（注四八）。

問題は危険を避けることの出来ない（*unavoidably dangerous*）商品に対する厳格責任の適用である。このことについては、一般的に言って、人間の知識、技術では克服出来ない危険で、製造者が注意して設計、製造をし、適切な検査とテストがなされ、そしてその使用について適切な説明と注意又は警告がなされている場合、厳格責任の法理は適用されないと解している（注四九）。尚、不法行為リストメント（2nd）402条A（1965年）のコメントKは「現在の人間の知識では、物品のなかで、意図された、かつ通常の使用に供する場合、安全でありえないものがいくつかある。これは特に薬品に共通したことである。……かかる物品は、適当に調整され、適当な指示、警告を伴っているならば、欠陥があるとはいえないし、また不相当地危險だともいえない」と述べ（注五〇）、厳格責任の免除の原則的条件を挙げている。

### 4. 1980年代の判例概況

以上に述べたことは、比較的早期の判例か示したことによって分析した結果であるが、1980年以降の判例によって、次の事項に分けて若干の判例を考察して見ると、厳格

---

注四六：朝日新聞夕刊、昭和58年4月3日。同注四三

注四七：同注五 P.833

注四八：同注三 PP.115-116表IV-2には対人賠償で25品目、計8,359件、対物賠償でも25品目、計5,140件を挙げている（同表は23社の1976年7月1日～1977年3月15日の期間調査の集計である）。

注四九：同注五 P.834。尚米国の製造者責任統一法案（商務省が1979年10月30日に発表した（*Model Uniform Product Liability*）第106条、第107条には免責事項として規定している。

注五〇：同注五 P.833。Restatement (Second) of Tort § 402A at 353 (1965)

責任について更に一層明確な認識が得られる（注五一）。

(1)市場シェアによる賠償責任の分担

若し被害者が一種の商品によって損害を受けた場合、その商品のメーカーが原則として損害賠償の責任を負うものであるが、そのメーカーが数軒ある時には各々の賠償分担額について、次の様な判例が見られる。

①1982年 Miles Laboratories, Inc. 対 Superior Court : この事件で、裁判所は被害者の原告が数軒の薬品製造者より製造された同一種類の薬品によって傷害を受け、その中の一軒がその製造した薬によって傷害を受けたものでない抗辯に対して、被告はその製造した薬品が他に使用されていることを知っているか又は知るべきであることについて、その使用を阻止していないのであるからその默認の使用の下で、被告はその市場においてある比率の市場販売量を占めていることを承認しているから、その市場販売量を占めている比率によって賠償しなければならないと判示した。（注五二）

②1980年 Sindell 対 Abbott Laboratories : この事件で裁判所は原告が薬品を使用してガンにかかったが、どの製薬会社の出品によるかを確定することができないので、十一軒の製薬会社に対する損害賠償の請求に対して、公序良俗の原則を保護する為に、各製薬会社がその市場シェアによって責任を負うものと判示した。（注五三）

(2)陪審員による商品瑕疵の認定

1982年 Curtis 対 State of California の事件で、原告がフリーウェイでトラックを運転していた時に牛に衝突して傷害を受けた。陪審員はトラックの設計でその具備する利益は危険よりも大きいものと評決したが、裁判所は原告の勝訴と判決したので、被告は上訴した。裁判所は陪審員の特別な評決は消費者の期待の法則又は過失責任の理論の下における

---

注五一：以下に挙げる判例は米国の Haight, Brown & Bonesteel 弁護士事務所が台北市進出口商業同業公会（輸出入組合）の発行した「貿易週刊」（Trade Monthly）に掲載したものの中、売買リスクと比較的に関係が深いものを選び出したものである。

注五二：同注五一「貿易週刊」1360期 P.15

注五三：同注五二

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

瑕疵設計の事実を排除するものではないと認定して、原審の判決を維持した。（注五四）

### (3)被告は無瑕疵の举証責任を負う

1982年 Campbell 対 General Motors Corp の事件で、原告の乗っていたバスが急ターンして倒れて傷害を受けたが、地方裁判所は被告に対して不起訴の処分を下した。しかし、上告裁判所は原審の処分を破棄し、原告は既にバスには適当な手すりが無い事実を証明しているので、設計上に瑕疵があることは明らかである。且つこの設計上の瑕疵は原告に実質的傷害を与えたものであるから、その举証責任は被告に移転し、被告はその製品の設計に瑕疵がないことを証明すべきであると判示した。（注五五）

### (4)法令の規定に反した場合は証拠となる

1983年 McGee 対 Cessna Aircraft Co., の事件で、原告が乗っていた私有の飛行機が墜落して負傷した。裁判所は原告に被告が連邦航空安全法にある規定に違反したことを証明する証拠の提出を認めたが、控訴裁判所は原判決を破棄して、過失責任及び製造物の絶対責任の二つの理論によって、举証責任は被告に移転すると判示した。（注五六）

### (5)証拠の適用性

1983年 Mc Laughlin 対 Sikorsky Aircraft の事件で、原告が乗っていた救援用のヘリコプターが墜落した。下級裁判所は被告が提出したそのヘリコプターが軍用規格によって設計した証拠を認めて、被告の勝訴と判決した。しかし、控訴裁判所は被告が提出したその製品が軍用規格によって製造した証拠は、ヘリコプターの設計と製造上の瑕疵の重点とは関係がないと認め、原告の勝訴を判決した。（注五七）

### (6)連結使用の瑕疵責任

1983年 Delson 対 Commercial Manufacturing of Supply Co., の事件で、原告は貯蔵箱と連結したベルトの上に立って貯蔵箱を清掃している際に傷害を受けた。下級裁判所は

---

注五四：同注五一 1364期 PP.20、21

注五五：同注五一 1364期 P.21

注五六：同注五一 1364期 P.22

注五七：同注五一 1368期 P.20

被告に勝訴を判決したが、控訴裁判所は貯蔵箱自身は瑕疵も危険も無いが、ベルトと連結し、そして貯蔵箱の横のバーはベルトに連結していて、貯蔵箱の横のバーはその食品の製造設備のシステムの一部分をなしていて、貯蔵箱を使用する際には明らかに危険を避けることが出来るものであると判示した。（注五八）

(7)大衆的に知っている危険について責任を負わない

1982年 Holmes 対 J.C.Penny Co., の事件で、原告は空気銃の鉄弾に撃たれて負傷した。下級裁判所は不起訴の処分をし、控訴裁判所はその判決を認めた。その理由は、原告の提出した過失責任と絶対責任の訴の原因は成立しないものである。それは、被告は二酸化炭素を動力とした空気銃が有する危険は、はっきりとして容易に大衆に知られたものであるから、注意を示す警告の義務が無い（注五九）。

(8)製品使用者をコントロールする者で無い者は責任が無い

1981年 Stevens 対 Cessna Aircraft Co., の事件で、原告の親戚が四人乗の飛行機の墜落事故で死亡したので、製造者が飛行機の搭乗人数について警告がなされていない為に、超過乗込みをして事故が発生したという理由で賠償の請求を裁判所に提出した。下級裁判所と控訴裁判所は共に被告は飛行機の搭乗人数の制限について明示する義務がない。それは操縦士がその飛行機をコントロールしており、且つ連邦の関係法令には飛行機の積載量を決定する責任がある上に、飛行機の所有者の手帳の中に操縦士の知るべき一切の資料が示されているので、被告は既にその操縦士に示す義務を果したことになるからである。（注六〇）

(9)原製造者は中間業者の包装を改めた商品に対して責任を負わない

1983年 Groll 対 Shell Oil Co., の事件で、原告がオイル炉の使用中、火によって傷害を受け、オイルの原メーカーに賠償を求めて裁判所に訴訟を提起したが、下級裁判所はその要求を却下し、控訴裁判所はその却下を認めた。その理由は、原告は不適当の警告の為に傷害を受けたのでは無く、それは原告の不注意によって生じたものである。且つ、被告は

---

注五八：同注五一 1368期 P.21

注五九：同注五一 1377期 P.21

注六〇：同注五九

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

中間業者が販売する前に、商品を分割して新しくパックし、その上にラベルをはって適切な警告がなされたので、その警告の責任は免除されるものである。（注六一）

### (10)欠陥を有しないパーツのメーカーは責任を負わない

1985年 Lee 対 Butcher Boy の事件で、裁判所は原告の手が豚肉の粉碎絞機に捲込まれた時に、モーターに自動ストップ・スイッチが無い為に傷害を受けたことに対して、欠陥を有しないパーツのメーカーは最終の製品に加工が無く、その設計、製造及び包装に対してコントロールを有しないので、最終製品の危険に関して警告の責任を負わないとした。（注六二）

### (11)危険について相当な警告を為した者は責任が無い

1983年 Temple 対 Velco USA Inc. の事件で、裁判所は原告の親族がその乗った気球の栓が故障した為に墜落して死亡したことに対して、被告が原告の親族にその原因に関して通告をした証明を認めて、被告は既に適切な警告責任を果したので、被告に勝訴の判決をした。（注六三）

### (12)類似の事故の適用

1984年 Elsworth 対 Beech Aircraft Corp. の事件で、原告の親族が乗っていた飛行機事故で死亡した。原告は被告の製造した飛行機が曾って発生した事故 20 件の証拠を提出したので、陪審員は原告の勝訴を認め、控訴裁判所はその勝訴を確認した。（注六四）

### (13)事故発生後の警告は瑕疵の存在を示す

1985年 West 対 Johnson & Johnson Products, Inc. の事件で、原告が被告の製造した棉ボールを使用している間に中毒のショック現象を生じた。陪審員は被告の賠償責任を認め、そして、控訴裁判所は原告がその病気発生後に被告が棉ボールの包装ボックスに警告の表示がある証拠に対して、傷害が発生した時にその商品には既に瑕疵が存在していると認定した。（注六五）

---

注六一：同注五一 1377 期 P.22

注六二：同注六一

注六三：同注五一 1386 期 P.19

注六四：同注五一 1390 期 P.20

注六五：同注五一 1390 期 P.21

## (二) フランスの判例から見た製造物責任

浜上則雄教授は「フランスの判例による製造物責任の最初の構成として、殊に売主が瑕疵のある物の製造者であって、その物によって惹起された損害の問題が提起されているときには、フランス民法第1646条が善意の売主に認めている有利な地位は、下級審裁判所には衡平に反するものと思われた。このようにして、フランスの裁判所による製造物責任の構成が開始せられたわけである」と述べられる。(注六六) 浜上教授は更に「その場合に、下級審裁判所は、フランス民法第1645条の文言を無視して、善意の売主は買主自身が受けた『物によって惹起された損害』の賠償を、あるいは『物によって惹起された損害』の被害者たる第三者に買主が損害賠償を命ぜられたために、買主が受けた損害の賠償をしなければならないと判決したのである。下級審判決は破棄院に上訴されたが、破棄院は買主と売主の間では、売主が善意でも、買主を優先させるのが衡平であると考えて、上訴を破棄した。破棄院は二つの方法の採用によって、これをなした。一つは、フランス民法第1644条における『売買ニ因リテ生ジタル費用』の拡張解釈によってであり、他の一つは、第1645条における『瑕疵ヲ知リタル売主』の拡張解釈によってである。フランスでは、ここすでに製造物責任が認められたのである」と述べられる。(注六七)

浜上則雄教授は更に「職業的売主を悪意の売主と同視する原則として、フランスの判例は民法第1645条の規定するところによって『物により惹起された損害』の場合に、できるだけ売主に責任を負わせるために、目的物の瑕疵を『知ッテイル売主』という法文を広く解して、売主の範囲を広げ、製造物責任を売主に認める考えるのは、当然のことである」と述べ(注六八)、そして「職業的売主を悪意の売主と同視する原則とは製造者あるいは販売者は、物の瑕疵を知らないときにも、悪意の売主と推定され、悪意の売主と同じ責任を負うということである。この責任の根拠は、ある職業を営んでいるということ

---

注六六：浜上則雄「フランスにおける製造物責任の理論」民商法雑誌71・63巻6号P.20

注六七：同注六六

注六八：同注六六P.22

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

はその職業上の知識をもっていることが前提とされているという右の法格言（注六九）に表現されている考え方の中にある」（注七〇）と述べられる。

そして、浜上教授は「フランスの判例はこの原則を、製造売主と販売業者とを区別しないで適用している」と述べて、次の様な判例を挙げている。（注七一）

### 1. 販売業者に関するもの

先ず最初に 1893 年 6 月 27 日ブルジュ控訴院は、買主が自転車販売業者から自転車を購入した後しばらくして、自転車のハンドルが折れて転落したので、その販売者に対して損害賠償を請求した事件に対して「売主は、自転車販売業者としての職業に基づいて、この自転車の構造のすべての部分に精通していなければならなかった。ハンドルの分解による検査が、かりに買主に可能であったとしても、買主は技術的知識の欠陥のために、自転車の欠陥を発見することはできなかつたであろう」と判決し、破棄院もこの判決を是認して、職業的売主は商品の瑕疵を知らなくても、その瑕疵を知っているものと同視されるという原則を、販売業者に対しても認めた。（注七二）

そして、1953 年 11 月 10 日デュエ控訴院は「家畜商人は、その職業に基づいて瑕疵を知らなければならなかつたのであるから、目的物の瑕疵を知らないときですら、職業上の知識を欠いたとの非難がなされるので、過失で行為したと推定される」と判示して（注七三）、家畜商人に責任があるとの見解を採った。

### 2. 製造売主に関するもの

製造売主の責任に関する判例も少くないが（注七四）、主なものは次の様なものがある。先ず最初に、1934 年 12 月 14 日のドラギニヤン民事裁判所が自動車の製造者と販売業者

---

注六九：これは「各人は自分の職業に通じている義務がある」という格言で、同注六七参照。

注七〇：同注六六 PP.22、23

注七一：同注六六 P.24 以下

注七二：同注六六 PP.24、25

注七三：同注六六 P.25

注七四：1934 年から 1954 年の間に判決されたものについて、浜上教授は 6 件挙げている。同注八六 PP.25、26 参照。

に対して、送油管の破損のために生じた事故について、「フランス民法 1645 条は、悪意の売主に関するものであり、断乎としたしかし一貫した伝統（判例）は、専門知識を欠いている売主をそれと同視している」と述べて、賠償の責任を負わした。（注七五）又、1937 年 10 月 9 日の破棄院審理部は、小銃の破裂によって買主を負傷させた製造者に賠償責任があるとの判決に対して、製造者が上訴した事件で、「売主が使用された鋼鉄の品質を検査しなかったことを、事実審裁判官が認定していることを指摘し」（注七六）、その上訴を破棄した。そして、1954 年 11 月 24 日の破棄院民事第一課は、買主がガスの不純物のためにガスを詰めた壇が破裂して死亡した事件に対して、「このような瑕疵を知っている売主は、受取った代金およびすべての損害を買主に対して賠償する責に任ずるものであり、その職業よりして、どのような瑕疵を知らないことは、あり得なかった者は、どのような売主と同視するのが妥当である」と判示した。（注七七）

以上に挙げた判例から見て、フランスでは 1950 年代から売主がその職業から売買目的物の瑕疵を知る義務がある者は、製造者責任に関する限り、その瑕疵を知っている悪意の売主と同視されることになる。それは「証拠法の悪意の推定の問題を越えて、実体法上の債務の観念がそこに存在している」と言われている。（注七八）そして、フランスの製造物責任を単純な厳格責任たる保証責任から考えることは必ずしも正当ではなく、それは寧ろ「保安債務の違反によって法律上発生する『結果債務たる保証債務』という構成が妥当である」と言われている。（注七九）いづれにしても、フランスにおける製造者責任に関する判例は、既に 1950 年から徐々に厳格責任の見解を探っている傾向にあるといえよう。

### （三）ドイツの判例から見た製造物責任

東西のドイツが合併する前、西ドイツの判例において製造者責任に対して、正面から論

---

注七五：同注六六 PP.25、26

注七六：同注六六 P.26

注七七：同注七六

注七八：同注六六 P.26

注七九：同注六六 P.68

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

じられたのは1968年11月26日の連邦裁判所が始めてであるが、通常リーディング・ケースとして挙げられているのは、1951年のライヒ裁判所の判決といわれている。（注八〇）このライヒ裁判所の判決は、ある婦人が薬用塩を薬局から買って服用したが、その塩の中にガラスの粉が混入していたために体に傷害を受け、その製薬会社に対して損害賠償を請求した事件で、不法行為として被害者にその請求を認めたものである。

このライヒ裁判所の判決後、製造者責任に関する判例は、「主として、いわゆる一般的交通安全義務の観点から扱われている。すなわち、商品の生産者や供給者は公衆に対して社会生活上の注意義務を有するとされ、たとえば欠陥車に関しては、自動車の製造者は、自動車の構造（成）上の欠陥が製造過程上の欠陥によって事故が生じた場合に、そのような注意義務を欠くときは、被害者に対し損害を賠償しなければならないとされた。一般的交通安全義務の下では、理論的には過失責任主義が支配しているが、高度の注意義務を課すことによって、ある程度製造者の無過失責任の要請に答えている。しかし、製造者責任法の今日の問題状況からいえば十分でなく、判例の一歩前進が期待されていた」と言われている。（注八一）勿論、これは過去の事実による見方であることは多言を要しない。

前述の1968年11月26日の連邦裁判所民事六部の判決は、大体次の様なものであった。  
(1)事実：原告である養鶏業者はその所有する鶏が預防注射を受けた数日後にペストが発生して多数の鶏が死亡したので、ワクチン製造会社に対して損害賠償を請求した。一審と二審は共にその請求を認め、上告は棄却された。  
(2)判決理由：製造者責任の面から、①本件は既にドイツ民法第823条に規定する不法行為の一般的規定の要件をみたしている、②被告側に無過失を立証する義務がある、③工業製品の用途にしたがって使用し、その製品の欠陥によって法益が侵害されたならば、無過失を証明する責任は製造者にある等である。  
(注八二)即ち、本事件では「被告には薬品法（Arzneimittelgesetz Von 16,Mai;1961）の違反がある。したがって、被告には過失があると推定されるので、被告の方で無過失を立証

---

注八〇：五十嵐清「西ドイツにおける製造者責任法の現状」ジュリスト No.446 P.78

注八一：同注八〇

注八二：同注八〇 P.82

しなければならない。そして、可能な原因の一つでも解明されずに残るときは、立証が失敗したことになる」といわれている。(注八三)

そして、五十嵐清教授は前述の判決の意義について、次の三つを挙げている(注八四)。一つは、ドイツの判例が製造者責任の問題を始めて正面よりとりあげ、举証責任転換の法理により、製造者の無過失責任を事実上承認した点にあることはいうまでもない、二つは、本件判決主旨での举証責任の転換は過失証明の点に限られているので、欠陥証明の困難さは、いぜん被害者に残されている、三つは、製造者責任に関する従来の学説を全部しりぞけているが、信頼説に対しては典型的な製造者責任の場合に採用の余地を残した。

### (三) 日本の判例から見た製造者責任

日本において製造者責任の問題が提起されたのは、当然に前述の欧米諸国より遅い。広川浩二教授は「我が国においても数多くの事故が欠陥商品でひきおこされている。最も有名な事件は、森永ドライミルク事件である。この森永ドライミルク事件以外にもいくつかの事件を挙げることができる。たとえば、食品関係ではカネミのライスオイル事件、薬品関係ではサリマイド事件、種痘禍事件、最近では欠陥車による自動車事故事件等がそれである」と述べ(注八五)、更に「新聞等によると、あたかもメーカーに責任があるかの如く報道されるものの、欠陥商品により損害を受けた消費者がそのメーカーを相手に訴訟をおこした例は我が国ではきわめてすくない。たとえ消費者が訴訟を提起した場合でも事件は和解により解決される場合が多い」と述べられる。(注八六) そして、日本において欠陥商品による被害者がメーカーを訴えないか又は和解で解決される場合が多い理由は、次の様に言われている。(注八七) 即ち、(1)日本人は国民性として訴訟を好まない、(2)訴

---

注八三：同注八二

注八四：同注八〇 P.83

注八五：同注八〇 P.609

注八六：同注八五

注八七：同注八〇 P.610

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

訟には時間がかかる、(3)大企業を訴えることは事実上困難である、(4)日本法の救済方法は被害者の要求にこたえていない等である。

しかし、これらは1960年代ないしはそれ以前の事実であって、1970年代に入ってからは多くの訴訟が提起され、坂本樹徳氏は1978年に始まった一連の大規模薬害事件に対する判決として、1978年の間に次の五事件を挙げている。(注八八) 即ち、(1)北陸スモン事件(金沢地裁判決、3月1日)、(2)福岡スモン事件(福岡地裁判決、11月14日)、(3)ストレブトマイシン事件(東京地裁判決、9月25日)、(4)クロロキン事件(東京地裁判決、2月1日)、(5)大腿四頭筋短縮事件(福島地裁白河支部判決、3月30日)である。そして、広川浩二教授は「昭和44年6月新聞紙上欠陥車の記事が毎日の如く報道された結果、従来運転手の過失または自動車の仕業点検のミスのせいにされた自動車事故の中に、自動車がメーカーの手を離れた時すでに存在していた欠陥が事故の原因となっている事故があることが認められた」と述べ(注八九)、学界では製造者責任に関して多くの論文が発表されていることは周知の通りである。(注九〇)

広川浩二教授は更に「日本においても将来メーカーまたは中間業者を相手に、欠陥車にかぎらずすべての欠陥商品、たとえば欠陥食品、欠陥医薬品にもとづく損害賠償の訴えが増加することが当然予想されるが、これに対処する日本法の法的構成は契約責任と不法行為責任であり、多くの学者がその法的構成を試みている」と述べ(注九一)、そして、舟木信光教授は「昭和44年7月1日現在、手許の公刊誌掲載の判例から抽出した負責事例39件はいずれも事故原因を被害者もしくは第三者の自殺的行為、とび出し、割込み、センターラインオーバーなど予見不可能な重過失に基づくものとし、あわせて運転者の無過失を具体的に認定して免責を認めたものであるが、車輌の欠陥不存在については、当事者

---

注八八：坂本樹徳著「日本のPL制度がわかる本」P.85

注八九：同注八六

注九〇：前述引用の論文の外に、例えば自動車に関するものにはジュリストの「自動車の製造者責任」(森島昭夫、No.432、439)、「欠陥車と民事責任」(椿寿夫、No.432、435、436)、「欠陥車事故訴訟の問題点」(舟木信光、No.432)等がある。

注九一：同注八九

に争なしとするもの 7 件。証拠により認定するもの 25 件、因果関係なしとするもの 7 件である」と述べている。(注九二)

いずれにせよ、日本で製造者責任の問題を研究する場合、森永粉乳中毒事件に関して関心を持たざるを得ない。この事件は 1956 年（昭和 30 年）8 月下旬、中国と四国地方における乳幼児が森永乳業株式会社の徳島工場で製造した粉乳によって、集団的奇病が生じ、それがヒ素中毒であることが確認された。この事件では 113 人の幼児が死亡し、約 12,000 人が病気となり、被害者はメーカーに対して損害賠償を請求し、厚生省が積極的に干与して五人委員会を組織してその調査と処理について、同年 12 月 15 日に「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」を提出した。(注九三) この事件は前述の意見書に示された補償基準に従って、森永から死者に対して 25 万円、そして患者には意見書の 1 万円に対して重症者 1 万 2 千円、軽症者 1 万円を支払って解決し、一件の訴訟もなかったといわれている。(注九四)

そして、前述の森永事件後、1960 年代に入ってから若干の製造者責任に関する訴訟が見られた。その主なものを次に挙げる。(注九五)

### 1. 医薬品に関するもの

まず最初に福寿草の根に関するもので、1966 年（昭 41）大阪地裁は薬物である福寿草の根を煮て服用した後に、中毒で死亡した薬物販売者に対して、危険性を有する民間の薬草を販売するものは、その誤用に関して注意の義務があるという理由で、被害者の遺族に損害賠償を支払うものと判決した。そして、スモン病（Smon）事件では約五千人の被害者が 27 の地裁に製薬会社を被告として損害賠償の訴訟を提起した。結果的には東京地裁、大阪地裁、高知地裁、京都地裁、金沢地裁、福岡地裁等多くの裁判所が、メーカーの製造

---

注九二：「欠陥車事故訴訟の問題」ジュリスト No.432 P.43

注九三：その内容に関してはジュリスト 1956 年 4 月 1 日版 PP.49-58

注九四：加藤一郎「五人委員会意見書に関する解説」ジュリスト 1956 年 4 月 1 日版 P.59

注九五：その中、医薬品および食品に関するものは川井健「日本の実情（一）」ジュリスト No.597 PP.23～32 参照。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

物責任を認めた。（注九六）

### 2. プロパンガスに関するもの

まず長野地裁松本支部は1965（昭40）年11月11日にプロパンガス容器のバルブのグランドナットの瑕疵による引火爆発事故で、買方の損害賠償請求に対して、民法709条と717条による責任を肯定した。ついで、和歌山地裁田辺支部は1966（昭41）年12月5日に同様な事故について、プロパンガスを容器に充填して販売するガス業者の責任を認め、そして、東京地裁は1968（昭43）年4月10日に同様な事故についても、同様なガス業者に損害賠償の責任を認めた。（注九七）

### 3. 食品に関するもの

まずフグ中毒事件で、1972年神戸地裁は飲食に従事するものは専門知識を有すべきである理由で、その食堂経営者に不法行為による賠償責任を負うと判示し、1973年12月27日岐阜地裁大垣支部は、蜂蜜豆腐が細菌の汚染を受けて、それを食べて中毒死した被害者の損害賠償請求に対して、その製造者は過失不法行為の責任を負い、その小売業者は注意義務を怠った連帯責任を負い、その卸業者は小売業者に対して責任を負うものとして、製造者および中間業者共に被害に対して損害賠償すべきであると判示した。

## 三、各国の国内法から見た製造物責任

製造物責任又は消費者保護の立場から、多くの国はその趣旨および名称の違う法律が制定されている。坂本樹徳氏は米国を含め28カ国のPL法制定国の法律名称、PL法理と施行（制定）年月日を挙げている。（注九八）その表によると、米国のモデル統一製造物責任法（州別）の他に十カ国が製造物責任法の名称を採っているが、消費者保護法はイギリス一国のみであるが、ブラジルは消費者擁護法と名づけている。その他に、中華民国（台湾）は1994年1月11日イギリスと同様に消費者保護法を制定し、施行した。そして、中国大

注九六：注九十五と小林秀之著「製造物責任法」P.23および注八八P.17参照

注九七：舟木信光「欠陥車事故訴訟の問題点」ジュリストNo432 P.46

注九八：同注八八P.51

陸（中華人民共和国）は品質量法の他に、1993年10月31日に消費者權益保護法を制定して、翌1994年1月1日より施行した。

### （一）米国のモデル統一製造物責任法のポイント

米国の製造物責任法は原則として各州のコモンローおよび制定法にゆねられているため、統一した取扱いができず、混乱と不確定性をもたらし（注九九）、商務省は「モデル統一プロラグト・ライアビリティ法」（Model Uniform Product Liability Act）を作成し、1977年10月30日に発表した。この統一法は各州が採用する迄には、相当の日時が必要であるが、その規定内容から貿易売買リスクと関係が深いものを選び、次にそれらを記する（注一〇〇）。

#### 1. プロダクト・ライアビリティの基本原則

統一法は前文を除いて、合計23条の条文より構成しているが、特に注意を要するものはその第104条から第108条に規定しているプロダクト・ライアビリティの基本原則である。それらは当事者の製造物責任の基本原則である。

#### 2. 欠陥製品製造者の責任

第104条は製造者の責任の基本的基準を定め、その基準を次の四つに分けている。即ち、製造上の欠陥、設計上の欠陥、警告または指示の欠陥または不十分および明示の保証の違反である。

製品製造者（product manufacturer）は請求者（claimant）の危害（harm）が製品（product）に欠陥があったことを近因として生じた（proximately caused）ことを証拠優越（preponderance of evidence）によって立証する請求者に対して責任をう。製品は、次のいずれかの場合に、かつ、その場合にのみ、欠陥があると証明されるものとする：①それが建造において不合理に不安全（unreasonably unsafe in construction）であったとき、②それが設計において不合理に不安全（unreasonably unsafe in design）、③

---

注九九：土井輝生教授著「アメリカ製品責任法」P.5

注一〇〇：以下に述べることは、土井輝生教授著「アメリカ製品責任法」に掲載したものを参考にして、その概要を記したものである。尚、条文の訳文も同著による。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

それが十分な警告または指示 (adequate warning or instructions) が与えられなかつたために不合理に不安全であったとき、④それが製品売主 (product seller) の明示の保証 (express warranty) に合致しないため不合理に不安全であったとき。

製品が建造において不合理に不安全であったことは、第 104 条 A 項の規定により「事実の審理をする者は、製品が製造者の支配をはなれた時、それがなんらかの具体的な方法で製造者の設計仕様 (design specification) もしくはパフォマンス基準 (performance standards) から、または同じ製品ラインの同一のユニットから離反していたことを認定しなければならない。(注一〇一) 又、この建造に欠陥のある製品について厳格責任を負わせるのを正当とする理由としては、「タスク・フォースが建造上の欠陥に対する厳格責任は現在の責任保険制度のなかに吸収することができると結論していること、これら二つのばあい (即ち製造上の欠陥と明示の保証の違反) には、設計上の欠陥や警告義務の不履行のばあいとくらべてプレディクタビリティが大きいこと、建造上の欠陥に対する厳格責任についてはリストイメント第 402 条 A が、黙示の保証については統一商法典が規定していることから、消費者には製品に建造上の欠陥がないことを期待する権利があることなどがあげられている」といわれている。(注一〇二)

製品に欠陥のある製品に関しては、第 104 条 B 項に「製品が設計において不合理に不完全であったことを決定するには、事実の審理をする者は、製造された時、製品が請求者の危害または類似の危害を生じさせるおそれがあったこと、ならびに、これらの危害の重大性がそれを防止するように製品を設計する製造者の負担よりも大きかったこと、および、代替的設計はその製品の有用性を阻害する効果をもたらすことを認定しなければならない」と規定し、更にこの評価をなすに当つて特に説明力のある証拠の例として；(a) 製品に付された警告および指示、(b) 予期されるユーザーの要求を実質的に満たしながら請求者の危害を防止するように製品を設計し製造する技術的および実際的フィージビリティ (technical

---

注一〇一：同注九九 P.20

注一〇二：同注九九 P.20

and practical feasibility)、(c)提案される代替的設計が製品の有用性におよぼす効果、(d)実際設計された製品と代替的に設計される製品を生産し、販売し、使用しおよび維持するコストとの比較、(e)製品を代替的設計によって製造するときに生ずる新しいまたは追加される危害等をかけている。(注一〇三)

尚、十分な警告または指示がなされていない製品に関して、第 104 条 C 項は「製品またはその適正な使用に関連する危険について、十分な警告または指示が与えられていないから製品が不合理に不安全であったことを決定するには、事実の審理をする者は、製造された時、製品が請求者の危害または類似の危害を生じさせるおそれがあり、かゝ、これらの危害が重大であったため製造者の指示が不十分であったこと、および、製造者が請求者が十分であったはずであると主張する指示または警告を与えるべきであり、かつ与えることができたことを認定しなければならない」と規定している。(注一〇四)

そして、製品が明示の保証に合致していないことに関して、第 104 条 D 項は「製品が明示の保証に合致しないから不合理に不安全であったことを決定するには、事実の審理をする者は、請求者または請求者に代って行為する者が製造者またはその代理人が製品にかんする重要な事実 (material fact) についてなした明示の保証を信頼したこと、および、この明示の保証が真実でなかったことを認定しなければならない」と規定している。(注一〇五)

上記第 104 条 A 項から D 項の規定は、何れも欠陥製品製造者の責任を認定する場合に要求されるものであって、そして、その認定に当って重要な基準となる。

### 3. 製造者以外の欠陥製品販売者の責任

製造物責任は欠陥商品を製造した者の外に、その販売者も責任を課せられることがある。その損害賠償総額の 87 パーセントを製造者が負担し、ディストリビューター、卸売業者および小売業者の負担は 4.6 パーセントであるといわれている。(注一〇六) 統一法第 105

---

注一〇三：同注九九 P.22

注一〇四：同注九九 P.25

注一〇五：同注九九 P.30

注一〇六：同注九九 P.31。土井教授の統一法第 105 条の解説にある統計を引用したものによる。

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

条は製造者以外の欠陥製品販売者の責任に関して A、B、C の三項目に分けて規定している。

先ず第一に製品に関して合理的な注意を欠く場合である。第 105 条 A 項は「製造者以外の製品販売者は、請求者の危害がその製品販売者が製品にかんして合理的な注意を払わなかつたこと (failure to use reasonable care) を近因として生じたことを証拠の優越によって立証する請求者に対して責任を負う」と規定している。(注一〇七) そして、A 項は更に「製造者以外の製品販売者が A 項にもとづいて責任を負うことを決定するには、事実の審理をする者は、当該製品の設計、建造、検査または状態にかんするその製品販売者自身の行動の効果、ならびに、当該製品の危険および適正な使用についての十分な警告または指示を怠つたことを考慮しなければならない」と規定している。(注一〇八)

次に製品に関して重要な事実について明示の保証をした場合である。第 105 条 B 項は「製造者以外の製品販売者で製品にかんする重要な事実について明示の保証をする者は、第 104 条 D に定める責任の基準に服する」と規定している。(注一〇九) 即ち製品の販売者がその販売する製品について重要な事実を明示的方法によって保証した場合、その販売者は製造者と同様な責任を負うことになる。

そして、被害者が製品製造者に対して損害賠償を求め得ない場合で、第 105 条 C 項は「製造者以外の製造販売者は、つぎのばあいにも、第 104 条のもとで製造者の責任に服する。(1) 製造者が請求者の住所地法のもとで訴状の送達 (service of process) に服さないとき、(2) 製造者が通常の取引の過程において、支払期が到来しても債務を弁済することができないため裁判所の支払不能の宣告をうけたとき。(3) 裁判所が、請求者が製品製造者に対して判決を執行することができない可能性が非常に大きいと決定するとき」と規定している。(注一一〇) 若し被害者が欠陥の製品製造者に対して適当な賠償が得られない場合、その被害者に対する補償は製品の販売者に依頼する外に方法がない。

---

注一〇七：同注一〇六

注一〇八：同注九九 P.32

注一〇九：同注九九 P.34

注一一〇：同注一〇九

## (二) 欧州共同体（EC）の製造物責任指令概要

欧州連合（EU）の前身であった欧州共同体（EC）は1985年7月25日に閣僚理事会（The Council of Minister）において、製造物責任に関する指令（EC Director）を出したことは周知の通りである。この指令（以下EC指令と称す）は加盟国に対して、指令に従った内容をもつ国内法を制定する要求で、製造物責任法制を統一させるものであるが、第一次農産品、開発危険の抗弁、賠償責任限度額の設定等三者については各国の立法に任かせているため、完全に一致した法律が制定されるものではない。

EC指令が出された必要性としては、1958年に発売されたサリマイド睡眠薬事件で、数年の間に世界各国で計約6,000件の奇形児を出し、かつ1973年のトルコ航空機事故で346人の被害者を出した事件等を発想とし、その上に12の国が連合して作られる欧州連合は、域内での流通促進の活性化が必要であると同時に、欧州統合の目的を達成するためには、経済的統合の外に法的領域においても統合されるべきとの考え方方が基本であったといわれている。（注一一）そして、加盟の12か国の商取引においては出来るだけ多くの面で、同一状態の基礎に立って商品の流通が自由になされ、かつその消費者の権利が守られるべきである考え方が必要であろう。

しかし、このEC指令が1985年7月25日のEC閣僚理事会で裁決される迄に、最初の提案が出された1976年9月から11年の歳月を費し、全加盟国に三年の間に無過失責任を原則とした製造物責任に関する国内法を制定する要求があったにも拘わらず、1988年7月31日迄の期限内に立法の手続きを完了したのは、四か国（イギリス、ギリシャ、イタリヤ、ルセンブルク）のみで、1993年1月1日に連合がスタートした時迄には六か国（デンマーク、ポルトガル、ドイツ、オランダ、ベルギー、アイルランド）を加えて10か国であった。（注一二）EC指令の中、製造物責任と関係が深いものは、次の通りである。（注一三）

---

注一一：同注八八 PP.69、70

注一二：同注八八 PP.75、76

注一三：同注八八 P.75。尚その詳細なことは PP.75、76 参照

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

### 1. 製造業者の無過失責任

第一条は製造業者の無過失責任について「製造業者は、製造物の欠陥によって生じた損害に対して責任を負う」と規定している。

### 2. 欠陥の定義

第六条は欠陥の定義について「製造物は、次のいずれかを立証したうえで、当然期待される安全性を提供しない場合、欠陥があるとされる。(a)製造物の表示、(b)合理的に予期された製造物の使用、(c)製造物が流通に置かれた時期」と規定している。

### (三) 日本の製造物責任法概要

日本の製造物責任法（PL法）は「国民生活審議会、消費者政策部会」がその制定の必要性を初めて提言してから約19年かったといわれている。（注一一四）そして、坂本樹徳氏はこの19年間を次の三段階に分けて考えている。即ち、第一波は1978年に始まった一連の大規模薬害事件に対する判決から1981年の国民生活審議会、消費者政策部会が「製造関連記事による消費者被害の救済について」と題する提言を行った頃迄で、個別的被害者に対する救済を重要視することだけに止まった。第二波は1985年頃から欧米諸国のPL法の立法のプッシュを受け、諸外国から市場開放の動きが急速化し、1989年3月に東京弁護士会、消費者問題特別委員会が「PL法試案」を発表し、1991年には再度これを公表した。公明党は同年に「PL法案要綱」を発表し、翌年5月27日に国会に提出した。第三波はEU諸国、中国、韓国、ブラジル、フィリピン、台湾等が既に立法化した影響を受けて、細川内閣の下に1994年6月16日に衆議院、同22日に参議院両院の本会議で可決され、同30日に公布して1995年7月1日より施行することになった。

日本のPL法で製造物責任と関係の深い規定は次の通りである。

#### 1. 定義

第二条は「定義」と題して次の事項を規定している。(1)この法律において「製造物」と

---

注一一四：同注八十八P.82

は、製造または加工された動産をいう。(2)この法律において「欠陥」とは、①当該製品の特性、②その通常予見される使用形態、③その製造業者が当該製品を引き渡した時期、その他の当該製品にかかる事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全を欠いていたことをいう。(3)この法律において「製造業者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。①当該製造物を業として製造、加工または輸入した者（以下「製造業者」という）、②自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という）をした者、または当該製造物にその製造者と誤認させるような氏名等の表示をした者、③前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入または販売にかかる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造者と認めることができる氏名等の表示をした者。

## 2. 製造物責任

第三条は「製造物責任」について、次の様に規定している。即ち「製造業者は、その製造、加工、輸入または前条第3項第2号もしくは、第3号の氏名の表示をした製造物であっても、その引渡しものの欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。」

## （四）中華民国（台湾）の消費者保護法概要

中華民国（台湾）が1994年1月11日に公布施行した消費者保護法は、第二章第一節において消費者の権益の中、健康と安全の保障について規定している。それらの規定で、製造物責任と最も関係が深いものは、第七条から第九条等の三か条である。

### 1. 安全性の確保と警告

第七条は「商品の設計、生産、製造またはサービスを提供する企業経営者は、その提供する商品またはサービスが安全または衛生上の危険が無いことを確保すべきである。（第一項）商品またはサービスが消費者の生命、身体、健康、財産に危険を与える可能性がある場合は、顕著なところに警告の標示および危険を処理する方法を明示すべきであ

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

る。（第二項）企業経営者が前二項の規定に反し、消費者または第三者に損害が生じた場合は、連帯賠償の責任を負うべきものとする。ただし、企業経営者がその無過失を証明することが出来たら、裁判所はその賠償責任を軽減することが出来る（第三項）」と規定している。

### 2. 販売者の製造物責任

第八条は「販売の企業経営者は、商品またはサービスによって生じた損害について、設計、生産、商品製造またはサービスを提供した企業経営者と連帯責任を負う。ただし、その損害の預防に対して相当な注意を尽くしたかまたは相当の注意を加えたにも拘わらず損害の発生を免かねえない場合は、この限りでない。（第一項）前項の企業経営者が包装を変え、商品を分割荷造りしましたはサービスの内容を変更した者は、前条の企業経営者とみなす」と規定している。

### 3. 商品輸入者の製造物責任

第九条は「商品またはサービスを輸入した企業経営者は、その商品の設計、生産、製造またはサービスの提供者とみなし、本法第七条の製造者責任を負う」と規定している。

## （五）中国大陸（中華人民共和国）の消費者権益法概要

中華人民共和国は1993年10月31日第八回全国人民代表大会常務委員会第四次会议において、消費者権益法を可決し、1994年1月1日より施行した。この法律が制定される前に、同国は1993年9月に品質法を施行した。

前述の消費者権益保護法は第七章において、「法律責任」と題して第40条に「経営者が提供した商品に欠陥が存在している場合、その法律に規定している外、中華人民共和国品質法とその他の関係法令の規定によって民事責任を負う」と規定し、第41条は「経営者が提供した商品によって消費者またはその他の人に傷害を生じさせた場合、その医療費、治療期間の看護費、仕事収入が減少した額、もし半身不随となった場合は更に賠償金および扶養すべきものの生活費を支払い、犯罪を構成したものは法の規定に従い刑事责任を追求するものとす」と規定している。そして、品質法の規定によると、製造者

責任は無過失責任である。

#### 四、貿易業者の対策

無過失責任の下において、貿易業者が直面するリスクが異なるので、その対策も当然に違う。しかし、最も根本的でかつ共通なものは、米国のモデル製造物責任統一法第104条が規定している製造者の責任の基本的基準を如何に活用するかであろう。即ち、建造上の不安全、設計上の不安全、警告または適當な指示および明示の保証等四つの問題に対処することである。

勿論上述の四つ以外に、更に若干の対策も考慮しなければならない。以下において、貿易業者の対策を述べる。

##### 1. 建造において製品の安全性を確保する

製造物責任は欠陥商品の為に危険が生じ、業務的厳格責任が問われるものであるから、製造者が商品を製造す過程において、その商品の構造、成分、規格、品質等について十分に注意を払い、その安全性を確保して欠陥商品を出さないことである。

製造者が商品の製造過程において商品の安全性を確保することは、十分にそのTQC (total quality control) を重要視し、原材料から成品として出荷される迄の間に、品質の正確性を維持すると共に、外界からの不純物、毒性物質または不良な影響を受けない様に、最大な注意を払うことである。そして、製造過程において十分に検査を行なって、不良物、欠陥物を除去すべきである。

##### 2. 設計において商品の安全性を重視する

商品は研究開発 (R&D) の下に続々と新製品が出されるが、それを製造する前に考案、設計等の予備的過程を経ることが常である。従って、十分に製造物の安全性を確保する為には、この考案、設計等の過程において、その安全性を重視しなければならない。

製造物の不安全性は各々異なっている。例えば、薬物はその副作用、食品類は不良物と不純物の滲入による身体傷害、自動車は急ストップまたは衝突によるショックまたは傷害、ガス器具は不完全燃焼による中毒、機械類は運転中の傷害等である。従って、製造物は各々

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

の必要に応じて多くのテスト、安全装置、自動ストップ装置、安全ベルト、安全サイズと形等危険発生の防止又は危険が発生した時の傷害防止等の考慮と設計が為されるものである。

### 3. 明示保証に関する慎重性

商品に関する担保は明示の担保 (Express Warranty) と默示の担保 (Implied Warranty) に分けられるが、後者は法律の規定に従って商品の売主が保証する瑕疵担保である故、共通的なものである。しかし、前者は売主が買主に対して明示した商品に関する保証事項であるから、各々異なった性質又は内容を有する。問題となるのは、売主が商品に関して明示的担保をする際に、その担保が商品の実質的状態又は性能を越えて、消費者が損害を受けた場合である。

売主が販売する商品について、その商品の本質を越えて明示的担保を為した場合、売主はその商品に関する保証は默示的担保の外に明示的な部分を含むので、商品の本質を越えた部分の担保が売主のリスクとなる。若しその越えた部分が悪意によって為された時は、詐欺となることもある。

消費者は商品に対する認識が必ずしも十分ではなく、売主の明示的担保事項を信頼して買い入れて消費するのが常である故、商品に対する明示的担保事項は十分に商品の実質を考慮して慎重に為されるべきである。即ち、製造物の販売業者はその販売促進過程において、十分に商品の本質を了解し、商品に関する記述、説明又は広告について、それをオーバーした事柄を明示することを避け、それによるリスクを免がれるべきである。

### 4. 消費者に対して適切な警告、指示を与える

製造物の危険性は、使用のとき即時に現われるものと、ある程度の時間を経過した後に発生するものがある。そして、消費者は各々の教育、知識、能力、考え方、体質等が異なっており、通常は製造業者と売主の示されることを信頼して製造物を使用する。従って、商品の製造業者と売主は各々の商品について、その構造、効力、性能、成分、使用方法、製造又は生産期日、有効期限、保存方法等について、適切な表示又は説明を付すると共に、使用上の警告又は特別の指示を与えるべきである。

消費者に対する警告又は使用上の特別の指示は、積極的な面から見た場合、それは消費

者に対して商品の特質、その危険性及び使用に当って特に注意すべきことを与え、消費者をその傷害から保護するものであるが、他方、消極的な面から見た場合、それは製造者責任の負担を回避又は軽減するものである。これは、タバコには喫煙は健康に害があることを示し、薬品には医師の指示に従って服用すべきである注意を与えていることによって、十分に知ることが出来る。

#### 5. 欠陥商品の回収を徹底する

万一製造物が市場において欠陥が発見され、又は欠陥商品が消費者に傷害を与えた場合、その製造業者及び売主は即時その回収に努め、傷害の拡大を防止すべきである。欠陥商品は必ずしも製造過程において発生するものではなく、運送及び流通の過程においても発生するものであるから、常に注意を払うべきである。

尚且つ、欠陥商品又は製造物の危険性は、消費者によって使用された後に発現又は発生されるものは決して少くない。例えば、欠陥自動車、不良薬品、機械の傷害等は、消費者によって発見又は体験して始めて知ることが多い。従って、欠陥商品の回収を徹底すべきである。

#### 6. 消費者サービス・センターの設置

商品の製造業者と販売業者は商品の販売ルートと消費者の使用状況等について、常に十分なインホーメーションを収集し、その実態を把握することによってより良いサービスを提供すると共に、問題の発生を予防することに努めるべきである。その為には消費者のサービス・センターを設置して、消費者に何時でもサービスを提供すべきであると共に、若し、ある消費者に問題が発生した場合、迅速に適切な措置を採って解決に当たり、円滑な解決が出来る様にするべきである。

#### 7. 常に製造物責任の動向を把握する

各国の製造物責任の法制は相異なっているから、常に輸出入相手国の実態を了解し、そして更に全世界の製造物責任制度の動向を把握すべきである。

#### 8. 売買契約に適切な責任免除条項を挿入する

国際間の物品売買契約では、売主は製造物責任を回避する為に、責任免除条項（disclaimer

## 製造物責任と貿易業者の対策に関する一考察

clause) を挿入することを良く見る。売主には必要なことである。

### 9. 製造物責任の保険を付保する

製造物責任保険制度がある国においては、製造業者と販売業者は相談の上、適当な保険を付保してその責任による賠償の転嫁を考えるべきである。

貿易業者は商品の売買において、相手国の製造物責任の法制度を充分に認識し、特に無過失責任の制度を探っている国に対しての輸出およびその制度を探っていない国からの輸入で、その取扱い商品の安全性に関して一層の注意を払うことによって、売買のリスクを減少ないしは預防すべきである。そして、その具体的対策としては商品の缺陷防止の外に、消費者に対して適切な使用上の警告と指図を与えると共に、商品の製造物責任保険制度の利用も考えるべきである。

## 五、むすび

以上の研究と分析によって、貿易業者は製造物責任の対策について、更に次の事柄についても注意を要する。即ち：

1. 品質に関する観念：物品の品質に関する評価は、従来の良いもののみでは不充分であって、更にその安全性についても特に注意を要する。若し消費者に対して不安全性なものである場合、如何に耐久性であって使いよいものであっても、そのものは良質なものであるとは言えない。

2. 包装に関する観念：物品をパックする場合、単に品物の品質を保護し、消費者の購買意欲を高める等、従来の荷造りの観念の外に、消費者の安全性を確保する為に、使用に関する事柄を明確に且つ詳細に表示した説明書を添付し、尚且その物の危険性に関する警告を明記すべきである。

3. 各国の製造物責任に関する法制度の不一致性：製造物責任に関する法制度は、先進工業国に於いて既に無過失責任の見解と制定法があるけれども、大半の国は未だ過失責任の段階にあるので、それらの取扱いについて一層注意を払うべきである。